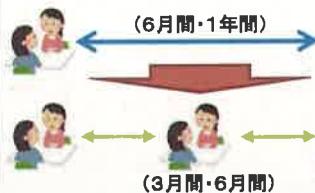


計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の適切な評価

①モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める
※見直し後の期間適用には経過措置を実施
- サービス提供事業者から利用状況について情報提供
- 市町村によるモニタリング結果の抽出と内容検証



②相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数(35件)を設定
- 標準件数を一定程度超過(40件以上)する場合の基本報酬の遞減制を導入



④特定事業所加算の見直し

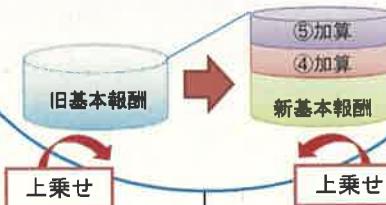
※相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する加算



- 支援の質の向上と効率化を図るために特定事業所加算を拡充
 - ・より充実した支援体制を要件とした区分を創設
 - ・事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間に限り設ける

③計画相談支援の基本報酬の見直し

- 業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、一定程度引き下げ
※障害児相談支援は見直しを行わない
- 新単価の適用には経過措置を実施



⑤高い質と専門性を評価する加算の創設



関連資料1-1

- 必要に応じた質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価
(初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス提供時モニタリング加算、サービス担当者会議実施加算等7項目)
- 専門性の高い支援を実施できる体制を整えていることを適切に評価
(行動障害支援、要医療児者支援、精神障害者支援の各体制加算)

① モニタリング実施標準期間の見直し（計画相談支援）

- サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。

対象者	旧基準	見直し後	
		30年度～	31年度～
新規サービス利用者	1ヶ月間 ※利用開始から3ヶ月のみ	1ヶ月間 ※利用開始から3ヶ月のみ	
在宅の障害児通所支援等	集中的支援が必要な者 【新サービス】就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	1ヶ月間	1ヶ月間
	居宅介護、行動援助、同行援助、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	6ヶ月間	6ヶ月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6ヶ月間	6ヶ月間
	【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援	1年間	6ヶ月間

関連資料1-2

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

② 相談支援専門員 1人あたりの標準担当件数の設定（計画相談支援・障害児相談支援）

- 計画相談支援・障害児相談支援の質のサービスの標準化を図るため、1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とする
※「1ヶ月平均」とは当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指す

③ 基本報酬の見直し（計画相談支援）

- 業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、計画相談支援の基本報酬を引下げ。
- 標準担当件数を一定以上超過する場合（40件以上）の基本報酬の遞減制を導入。
- ※ 障害児相談支援は、モニタリング標準期間の見直しを行わないことなどから、基本報酬は据え置き。

（計画相談支援）

【旧単価】	
イ サービス利用支援費	1,611単位
□ 継続サービス利用支援費	1,310単位



【見直し後】

イ サービス利用支援費	
(1) サービス利用支援費（I）	1,458単位 (1,611単位)
(2) サービス利用支援費（II）	729単位 (806単位)
□ 継続サービス利用支援費	
(1) 継続サービス利用支援費（I）	1,207単位 (1,310単位)
(2) 継続サービス利用支援費（II）	603単位 (655単位)

注1) (I)については、利用者数が40未満の部分について算定。(II)については、40以上の部分について算定。

注2) 新単価については、施設入所等及び新サービス以外の利用者については平成31年度から適用。平成30年度中は括弧内の単価を適用。

（障害児相談支援）

【旧単価】	
イ 障害児支援利用援助費	1,611単位
□ 継続障害児支援利用援助費	1,310単位

注) 算定方法は、計画相談支援の注1と同様。



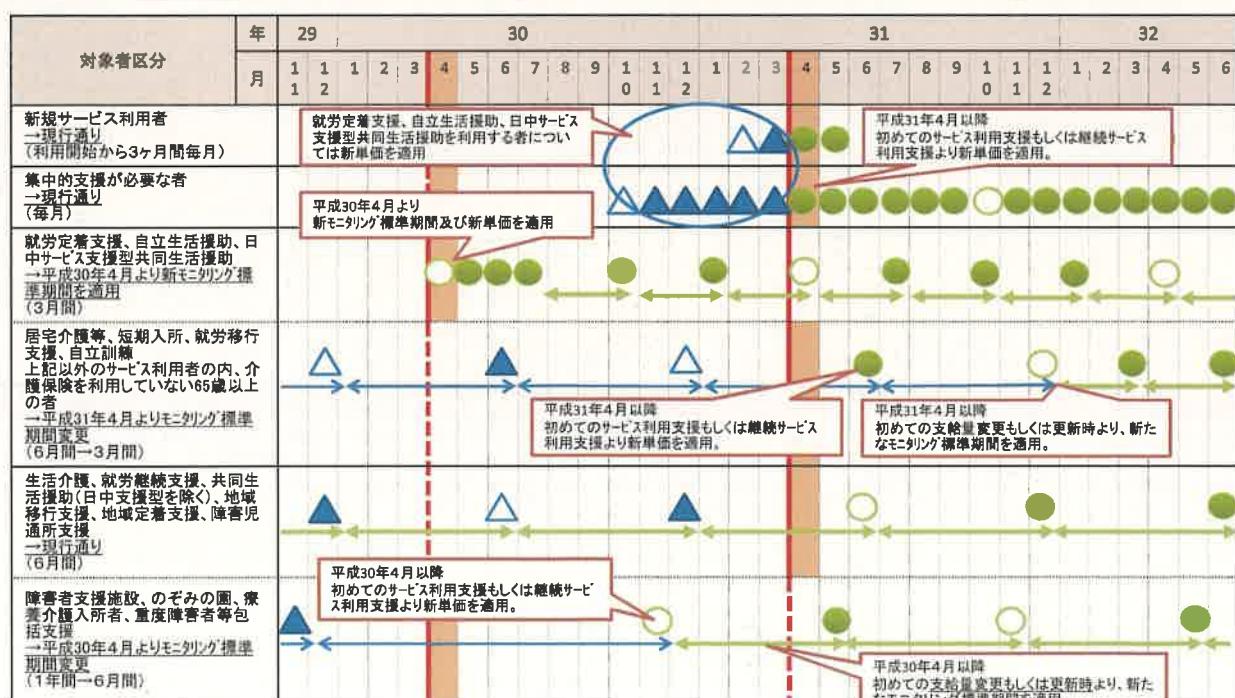
【見直し後】

イ 障害児支援利用援助費	
(1) 障害児支援利用援助費（I）	1,620単位
(2) 障害児支援利用援助費（II）	811単位
□ 継続障害児支援利用援助費	
(1) 継続障害児支援利用援助費（I）	1,318単位
(2) 継続障害児支援利用援助費（II）	659単位

関連資料1-3

モニタリング標準期間の改定と報酬の適用について(イメージ)

現行単価	サービス利用支援費	継続サービス利用支援費	新単価	サービス利用支援費	継続サービス利用支援費	モニタリング標準期間
	△ 1,611単位	△ 1,310単位		○ 1,458単位	● 1,207単位	
↔ 旧		↔ 新 ※変更なし含む				



関連資料1-4

④ 特定事業所加算の見直し（計画相談支援、障害児相談支援）

- 特定事業所加算について、より充実した支援体制及び主任相談支援専門員の配置を要件とした加算の類型を追加し、加算取得率が低調なことを踏まえ、事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した加算の類型を一定期間に限り設ける。

[現 行] 特定事業所加算 300卖位／月		[見直し後] (1) 特定事業所加算（Ⅰ） 500卖位／月 (2) 特定事業所加算（Ⅱ） 400卖位／月 (3) 特定事業所加算（Ⅲ） 300卖位／月 (4) 特定事業所加算（Ⅳ） 150卖位／月
--------------------------	--	--

-316-

算定要件	I	II	III	IV
(1)-① 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が主任相談支援専門員であること。	<input type="radio"/>	-	-	-
(1)-② 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	<input type="radio"/>	-	-
(1)-③ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	-	<input type="radio"/>	-
(1)-④ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	-	-	<input type="radio"/>
(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(3) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-
(4) 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員（現任研修修了者）の同行による研修を実施していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(5) 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(6) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(7) 計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が40件未満であること (※)現行の特定事業所加算を算定していた事業所が特定事業所加算（Ⅲ）を算定する場合は、平成31年3月までは要件を満たさなくても算定可	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

関連資料1-5

⑤ 高い質と専門性を評価する加算の創設（計画相談支援、障害児相談支援）

- 必要に応じた質の高い支援を実施した場合に、実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価するとともに、専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を適切に評価するための加算を創設。

ア 利用者の入院時や退院・退所時等、サービスの利用環境が大きく変動する際に、関係機関との連携の下で支援を行うことを評価するための加算（居宅介護支援事業所等連携加算は計画相談支援のみ）

加算名	内 容	単位数
入院時情報連携加算	利用者の入院時に利用者情報を入院先の病院等に提供した場合	加算（Ⅰ）200単位／月 加算（Ⅱ）100単位／月
退院・退所加算	利用者の退院・退所時に退所施設等から情報収集を行い計画作成した場合	200単位／回
居宅介護支援事業所等連携加算	利用者の介護保険への移行時にケアマネ事業所のケアプラン作成に協力した場合	100単位／月
医療・保育・教育機関等連携加算	障害サービス等以外の教育機関等から情報収集を行い計画作成した場合	100単位／月

-317-

イ モニタリング時等において、サービス提供場面を確認するなど、利用者の状況確認や支援内容の調整等を手厚く実施したことを評価するための加算

加算名	内 容	単位数
初回加算（障害児相談支援は既設）	新規に計画作成を行った場合	300単位／月
サービス担当者会議実施加算	モニタリング時にサービス担当者会議を開催し、計画変更等の検討をした場合	100単位／月
サービス提供時モニタリング加算	利用者が利用するサービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を確認し記録した場合	100単位／月

ウ 医療的ケアを必要とする障害児等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有していることを評価するための加算

加算名	内 容	単位数
行動障害支援体制加算	強度行動障害支援養成研修（実践研修）等の修了者を配置し、その旨公表する場合	35単位／月
要医療児者支援体制加算	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了者を配置し、その旨公表する場合	35単位／月
精神障害者支援体制加算	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了者を配置し、その旨公表する場合	35単位／月

関連資料1-6